

相談支援センター

みなみうおぬま

基本方針

- (1) 南魚沼福祉会の理念「人として幸せに、安心して生きる日々を大切に」を踏まえ、障がい児者とそのご家族が望む「幸せ」と「安心」の実現を目指し、福祉・保健・医療・教育・労働機関等や当事者団体などあらゆる機関と連携しながら住みやすい地域づくりを行います。
- (2) 相談支援や福祉サービスの提供は、「当事者中心」と「エンパワメント」を原則とし、障がいに基づく差別を廃し、人権及び基本的自由権の享受及び機会均等を推し進めます。
- (3) 相談支援センターみなみうおぬまの前身「精神障害者地域生活支援センターみなみうおぬま」の設立経緯と南魚沼郡精神障害者家族会連絡協議会（当時）の願いを忘れず、精神障がい者の社会的入院の解消を目指し、地域移行と地域生活の実現に向けてより一層の取り組みを行います。

配置職員

相談支援センターみなみうおぬまは、事業所を運営統括する施設長の他、相談支援専門員、指導員、事務員を配置しています。また、非常勤のピアサポーターもみなさんのご相談にのることができます。



相談支援専門員とは

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。みなみうおぬまに所属の相談支援専門員は、基礎資格として社会福祉士、精神保健福祉士などの国家資格を保有しています。



ピアサポーターとは

「ピア」は「仲間」という意味です。仲間の立場で助け合う人のことを「ピアサポーター」と呼んでいます。専門家が行う支援では得られない、同じ立場からの支え合いをする人です。発達障がい、身体障がい、精神障がいの当事者がピアの立場で相談をお受けします。



みなみうおぬま

お電話でのお問い合わせ 025-770-1331 FAX 025-770-0980

営業時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30 休業日 日曜・祝祭日

〒949-6611 南魚沼市坂戸399-1 (ふれ愛支援センター内)
メール soudanshien@minamiuonuma.or.jp
HP http://minamiuonuma.or.jp/soudan/

相談支援センターみなみうおぬま



電車で JR 上越線/北越急行ほくほく線
六日町駅下車→徒歩約 16 分
タクシーで約 4 分

お車で 六日町 I.C から約 5 分

※障がい者(児)相談支援事業は、南魚沼市・湯沢町から委託を受けている事業です。

あなたのちからになりたい



相談支援センター
みなみうおぬま

社会福祉法人 南魚沼福祉会

まずは、相談してみませんか？



なんでもご相談ください。

行政や医療機関、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所の他、
民生委員・児童委員やボランティアなど、地域の様々な機関との
ネットワークを利用して障がいのある方の生活の質が向上するよ
う支援いたします。



福祉サービスの利用
福祉サービスの利用に関する情報提供、手続き等の支援。



障がいや病気の理解
障がい特性の理解や病気に関する相談。



昼間の活動
所得を得て自立するための仕事探しや、趣味や習い事など生きがいが持てるような社会参加に関する相談。



住まい
一人暮らしやケア付き住宅の利用に関する相談。



権利擁護
判断能力が低下している方の権利を守るための相談支援。



障がい児相談
就学時の悩みや卒業後の進路に関すること、子育てに関する相談など。

この他にも気になること、なんでもご相談ください。

障がい者・障がい児相談支援事業

相談は無料です。

相談の流れ

ご本人・ご家族からの相談

詳しいお話を聞きします。
状況を整理して
問題を明確にします。



問題解決の方法を
ご本人（ご家族）と一緒に考えます。



問題解決に向けた行動及び
支援をご本人（ご家族）と共に開始します。



相談支援事業
以外にも
こんな支援を
行っています。



地域移行支援

長い間、精神科病院等に入院をされてきた方の希望にそって、
支援者が退院に向けてお手伝いをします。

地域定着支援

地域で安心して生活できるよう24時間体制で連絡や相談を受け付け、緊急時には相談支援専門員が駆けつけます。

障がい者地域生活支援センター（新潟県の委託事業）
専門性の高い相談支援や地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を行っています。

障がいのある方やその保護者などから様々な相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介等の連絡調整を行います。生活上の困りごとなどをご相談ください。

まずはお電話を

025-770-1331

必要に応じて福祉サービス利用の申請を支援します。

福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画が必要になります。
サービス等利用計画は当事務所でも作成いたします。



支援経過についてお話を伺い、必要に応じて支援方法の見直しをします。



ご本人の社会参加が促進され、生活の質が向上したら相談は終結します。

計画相談支援・障がい児相談支援

必要だと認められた方に對し、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

地域活動支援センター（I型）

障がい者の社会交流の促進を目的として様々な創作的な活動を提供しています。また、精神保健福祉士等の専門職を配置し、地域の障がいに対する理解促進を図るために普及啓発も行っています。